

議案第 4 号

野田市関宿斎場の指定管理者の指定について

次のとおり野田市関宿斎場の指定管理者を指定する。

公の施設の名称		野田市関宿斎場
指 定 管 理 者	所 在 地	茨城県龍ヶ崎市中根台四丁目10番地1
	名 称	タカラビルメン株式会社 代表取締役 小松 良則
指 定 の 期 間		令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年12月3日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

野田市関宿斎場の指定管理者として、タカラビルメン株式会社を指定しようとするものである。

野田市関宿斎場指定管理者候補者選定結果について

1 指定管理者募集施設
野田市関宿斎場

2 募集方法
公募

3 応募状況
1者
タカラビルメン株式会社
茨城県龍ケ崎市中根台四丁目10番地1

4 選定した指定管理者候補者
タカラビルメン株式会社
茨城県龍ケ崎市中根台四丁目10番地1

5 選定理由
事前に提出された事業計画書等応募書類及び応募者によるプレゼンテーションを委員5名で審査した結果、当該応募者は総得点が合格基準点を満たしていたので、指定管理者候補者として適当と判断し、指定管理者候補者として選定した。採点結果及び選定委員会会議録は、別紙のとおり。

野田市関宿斎場指定管理者候補者採点結果

(単位：点)

選定基準	評価項目	配点 (適格要件)	評 価
			タカラビルメン株式会社
利用者の平等利用が確保されること。	・利用者の平等な利用が図られる内容となっているか。	適格要件	○
施設の効用（設置目的）が最大限発揮されるものであること。	・施設の設置目的を理解した内容となっているか。	5	3.8
	・利用者のニーズを把握し、サービス向上（サービスの質の確保）のための適切な方策等が講じられているか。	5	3.8
個人情報の適切な保護が図られていること。	・個人情報の適切な保護のための具体的な方策等が講じられているか。	適格要件	○
緊急時の危機管理体制が確立されていること。	・施設の安全管理について具体的な対応が図られているか。	5	3.4
	・緊急時の危機管理のための具体的な方策等が講じられているか。	5	3.4
現金の取扱い等の経理処理が適切に行われていること。	・現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための具体的な方策等が講じられているか。	5	3.0
管理経費の縮減が図られるものであること。	・指定管理に係る経費の設定額は妥当なものとなっているか。	5	3.0
	・管理経費縮減のための具体的な方策等が講じられているか。	5	3.0
地元住民の雇用、物品及び役務の調達に際し、地元業者へ配慮すること。	・地元住民の雇用が計画されているか。 ・物品及び役務の調達に際して、地元業者への発注が配慮されているか。	5	3.2
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	・同種（類似）業務の実績は妥当か。 ・施設管理に関する知識を十分に有しているか。	5	3.8
	・経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	5	3.8
	・職員配置等が妥当なものとなっているか。	5	3.2
	・職員の指揮監督及び管理体制が妥当なものとなっているか。	5	3.8
	・人材育成（研修）の方策等は妥当なものとなっているか。	5	3.4
	・管理に関する業務の全部を第三者に委託することなく、妥当なものとなっているか。	適格要件	○
合 計	5点×13項目 計65点満点 (100点満点換算)		44.6 (68.6)

第1回野田市斎場及び野田市関宿斎場指定管理者候補者 選定委員会会議録概要

開催日時	令和元年7月10日(水)午後1時15分から午後1時50分まで
開催場所	野田市役所5階 512会議室
出席委員	副市長(委員長)、総務部長(副委員長)、企画財政部長、行政管理課長、 管財課長
欠席委員	無し
事務局	市民生活部長、市民課、行政管理課

1 開会

2 議事

募集要項、仕様書及び応募書類の検討について

<事務局から募集要項、仕様書及び応募書類について説明>

<審議の概要>

- 指定管理者が雇用する職員が指定管理業務に支障のない範囲で自主事業に従事することは可能とあるが、従事した場合の人件費は、指定管理料から控除するのか。
→ 事務に支障のない範囲で自主事業やその準備を行うことを可能にしているため、その人件費分を指定管理料から控除することはしていない。
- 野田市が支払う指定管理料に含まれるもので、その他とは何か。
→ 募集要項や仕様書に記載した経費以外で、指定管理者が負担した内容があればそれを「その他経費」として認めている。ただし、備品購入費は含まれない。その他の経費の例としては、社員研修用テキスト代、事務服等の被服費、本社からの応援要員の出張旅費や時間外手当、パート社員の求人広告料がある。
- 指定管理者が行う業務(2)各施設の使用許可業務①使用許可業務について、昼間と通夜とあるが、それぞれ何時から何時までという決まりはあるのか。
→ 斎場の開場時間が午前8時30分から午後9時までであるので、現状では昼間の受付業務は午前8時30分から午後5時まで、通夜の受付業務は午後5時から午後9時までとして、別々の方の勤務としている。
- 施設の維持及び保守管理に関する業務①清掃業務の中で、「業務に使用する資材及び消耗品は、すべて品質保証のあるものを用いること。」とあるが、この点についてどのように確認しているのか。

→ その他運用管理業務③定期報告業務として、施設で月に1回実施している月次報告の中で確認している。

○ 指定管理者と野田市の責任分担の表中、野田市が加入する保険は火災保険とあるが、市が掛けている全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済は、火災のほか落雷や風・水災などにも災害共済金が補填される。

→ 「火災、落雷、風・水災等に係る保険（建物総合損害共済）」と修正する。なお、募集要項にも同じ項目があるので、こちらについても修正する。

○ 市の方針として空調設備については、日常点検をすること、フィルター清掃を適時実施するという事を考えているので、仕様書に記載してもらいたい为天井空調の場合は業者でないと行えないので、日常点検を盛り込んでいただきたい。記載する内容については、総務部から後日連絡する。

○ 残骨灰処理業務仕様書の2業務内容の(5)について、当該処理委託料と相殺して施設管理費に還元するとあるが、これは有価物の処分により得た額から処理委託料を差し引いて、余った額は指定管理者の収入になるという意味か。また、関宿斎場の場合、有価物の処分により得た額と処理委託料が同額程度ということか。

→ 施設管理費に還元するというのは、有価物の処分により得た額を、残骨灰の処理委託料に充てることで相殺し、市の負担額をなくすという意味であって、委託業者の説明では、現状、関宿斎場の有価物の量で、処分後に得た額から処理委託料を差し引いた後に、指定管理者の収入となるような金額は見込めないとのことだった。

○ 前回は何者から応募があったか。

→ 二者から応募があった。

<審議の結果>

募集要項、仕様書及び応募書類について、指摘事項の修正も含めて原案どおり決定

3 閉会

第2回野田市斎場及び野田市関宿斎場指定管理者候補者 選定委員会会議録概要

開催日時	令和元年10月1日(火)午後1時30分から午後5時15分まで
開催場所	野田市役所5階 512会議室
出席委員	副市長(委員長)、総務部長(副委員長)、企画財政部長、行政管理課長、 管財課長
欠席委員	無し
事務局	市民生活部長、市民課、行政管理課

1 開会

<事務局から開会の言葉>

2 議事

(1) 野田市関宿斎場指定管理者指定申請に係る第1次審査結果について(報告)

<事務局から応募状況及び第1次審査結果について説明>

- ・応募団体は1者
- ・第1次審査の結果、適格要件を満たしていた。

(2) 野田市関宿斎場指定管理者指定申請に係る第2次審査(プレゼンテーション)

応募団体(タカラビルメン株式会社)の審査

—タカラビルメン株式会社が入室—

<事業計画書等の概要について説明>

<審議の概要>

- 人件費のその他の内訳は何か。
→ 通勤手当、苦情対応及び本社スタッフの人件費となる。
- 本社スタッフの人件費は、火葬業務員の業務応援ということか。
→ トラブルが起きたときでも火葬場は止めることができないので、通常の職員配置で対応できないときに本社スタッフで対応するものである。
- 法定福利費の内訳は何か。
→ 健康保険、厚生年金及び雇用保険が主なものである。各保険料率が上がってきているので、上がり幅を勘案している。
- サービスの向上に係る経費はどのくらい見込んでいるか。
→ グリーンカーテンについては、指定管理費の中で賄えると考える。物置について、防災備蓄倉庫を提案しているが、飽くまでも提案である。現在の倉庫棟は劣化が進

んでいることから取壊しをして新たな建物を構築し、防災備蓄倉庫として使えるのではないかという提案である。

- 倉庫の設置や備蓄の物品については経費として加味されていないということか。
→ 防災備蓄倉庫の設置については飽くまでも提案である。
- 備蓄倉庫と物資について受入れはするというので、その他の部分については、指定管理経費の中で賄うということか。
→ そのとおりである。

- 配置予定労働者について、清掃業務の公契約条例上の最低額が上昇した場合の対応はどのように考えているか。また、その場合には他の業務とのバランスは取れるか。
→ 上昇した場合にはバランスを見ながら上昇させていく。今までも、公契約条例において上昇したことがあったが、市と話し合いながら上昇させてきたので対応できる。他の業務とのバランスも保てる。

- 経費削減のための方策として、特殊建築物と同等の調査を実施とあるが、建築物全体の調査を実施し優先度の高いものから市に報告をしてもらえるということか。
→ 関宿斎場は特殊建築物の調査を実施しなければならない建築物ではないが、同等の調査を行い、報告させていただく。調査費用は、当方の負担である。
- 市では、特殊建築物の調査を委託しているが、御社は自前でできるのか。
→ 当社では内部体制で行える。
- この調査の費用は指定管理料には加味されていないということか。
→ そのとおりである。

—タカラビルメン株式会社が退室—

<採点整理>

各委員が応募団体からの説明及び質疑内容を基に採点する。

- (3) 野田市関宿斎場指定管理者指定申請に係る第2次審査合格者の決定（指定管理者候補者の決定）について

<第2次審査の評価表の集計結果について説明>

集計の結果、タカラビルメン株式会社は44.6点で100点満点に換算すると68.6点であった。

<審議の概要>

- 集計結果について、合格基準点を満たしているため、タカラビルメン株式会社を

指定管理者候補者として、今後協議に入ることによろしいか。

→ 異議無し

<審議の結果>

野田市関宿斎場指定管理者候補者は、タカラビルメン株式会社に決定する。

(4) その他

<事務局から今後の日程について説明>

3 閉会